

みはまシナプスプロジェクト
コンテナハウス HAJIMERU
出店者募集要綱



令和7年10月
美浜町まちづくり推進課

1. 目的

JR 美浜駅から生涯学習センターなびあすまでの「にぎわいゾーン」において、イベント時のみならず日常的なにぎわいを創出するため、起業を目指す方に対し、コンテナハウスを活用した出店機会を提供します。これにより、産業振興と地域活性化を促し、「人づくり」を通じた新たな地域コンテンツを創出します。

2. 募集業種

飲食業・小売業 等

3. 募集数

4 店舗

3. 出店対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- ・ 福井県内に居住または事業所を有し、将来的に美浜町内での本格的な起業を目指す方。ただし、既に事業を営まれている方（屋台、キッチンカー等を含む）は除きます。
- ・ コンテナハウスを活用して、飲食店、小売業など、にぎわい創出に貢献する事業を行うこと。
- ・ 町が定めるイベント等に積極的に協力・参加できること。
- ・ 美浜町みはまシナプスプロジェクト事業の趣旨を理解し、町の活性化に貢献する意欲のある方。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員でない方。
- ・ 町税等に滞納がない方。

4. 店舗概要

所在地	美浜町郷市 19-31-1、美浜町郷市 19-32
営業開始予定日	令和 7 年 1 1 月上旬
営業終了予定日	令和 8 年 3 月 3 1 日
営業日	原則土日祝日としますが、平日も営業可能。
使用料	トライアルエリアの可能性調査のため上記期間について、コンテナ使用料については無料とします。 ただし、報告書提出などの調査への協力が条件となります。 また、光熱水費、損害保険等の実費については負担していただきます。

設備及び什器	水道設備：シンク 2 槽 内部作業台：奥行 50cm・支柱高さ 86cm
その他	・上記以外の設備は使用者負担となります。 ・設備の持ち込みについては事前に町への申し出が必要です。 例：商品陳列ケース、保温器など

5. 申込みについて

○申込書類

- ☐ 様式第 1 号 出店申込書
- ☐ 誓約書兼同意書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ 納税証明書
- ☐ 資格を証するものの写し（調理師免許、食品衛生責任者等）

○提出期限：令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）

○審査について

事業の実現性等について、書面及びヒアリングにて確認させていただきます。

6. 遵守事項について

施設の使用について、以下の内容を遵守してください。

- (1) 使用期間中は使用者の責任において、町の備品を適切に管理すること。
- (2) 使用者は権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 許認可が必要な業種については、事業開始までに取得すること。（食品衛生法に基づく飲食店営業許可の取得、その他法令が定める諸官庁への許可申請・届出等については、すべて使用者の負担で実施すること。）
- (4) 施設を毀損するおそれのある行為をしないこと。（使用者の不注意など使用者の責に帰すべき事由による毀損箇所の修繕は、使用者の負担とする。）
- (5) 事業施設内では禁煙とすること。
- (6) 使用を終了したとき又は、使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに現状に回復し、町の点検を受けること。

7. 問い合わせ先

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

美浜町役場 まちづくり推進課

電話：0770-32-6701

メール：machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp